(2)　専門職学部に係る加算校舎面積

学部の種類＼収容定員	一〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	二〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	四〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	六〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一〇〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一二〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一四〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一六〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	一八〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	二〇〇〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
文学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
教育学・保育学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
法学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
経済学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
社会学・社会福祉学関係	一、五〇五	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八
理学関係	二、七七七	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五
工学関係	三、三五五	三、八三四	四、七九三	七、一〇七	九、四二一	一一、七三五	一四、〇四九	一六、三六三	一八、六七七	二〇、九九一	二三、三〇五
農学関係	三、一四〇	三、六三六	四、六二八	六、九四二	九、二五八	一二、五七〇	一三、八八四	一六、一九八	一八、五一二	二〇、八二六	二三、一四〇
薬学関係	二、八九一	三、三〇五	四、一三二	五、一二三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五	一二、〇六七
家政関係	二、一九八	二、五一二	三、一四〇	四、一三二	五、一二三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
美術関係	二、三一四	二、六四四	三、三〇五	四、九五八	六、一一	八、〇九九	九、五八六	一一、〇七三	一二、五六〇	一四、〇四七	一五、五三四
音楽関係	二、一九八	二、五一二	三、一四〇	四、六二八	六、二八〇	七、六〇三	九、〇九〇	一〇、五七七	一二、〇六四	一三、五五一	一五、〇三八
体育関係	二、四二九	二、七七六	三、一四〇	四、四六二	五、四五四	六、四四六	七、七六八	八、七六八	九、〇九〇	一〇、四一二	一一、七三四
保健衛生学関係（看護学関係）	二、一九八	二、五一二	三、一四〇	四、一三二	五、一二三	六、一一五	七、一〇七	八、〇九九	九、〇九一	一〇、〇八三	一一、〇七五
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	二、七七七	三、一七三	三、九六六	五、六一九	七、一〇七	八、七六〇	一〇、一四七	一一、七三四	一三、二二一	一四、七〇八	一六、一九五

（短期大学設置基準の一部改正）

第二条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［略］	［略］
第九章　事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）	第九章　事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十二）	
第十一章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
第十二章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）	第十一章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条）
第十三章　雑則（第五十条―第五十二条）	第十二章　雑則（第五十条―第五十二条）
［略］	［略］
第一章　総則	**第一章**　総則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　短期大学（専門職短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。	**第一条**　短期大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
2・3　［略］	2・3　［略］